

青森県報

第三千十三号

平成二十年
十一月十九日
(水曜日)

目 次

告 示

- 農業関連天災の指定の一部改正……………(団体経営改善課) ……一
- 農業関連天災の指定の果樹の栽培面積等の一部改正……………(同) ……一
- 漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……一
- 公共測量の終了……………(監理課) ……二
- 労働委員会……………(事務局) ……二
- あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……二

告 示

示

青森県告示第七百四十号

平成二十年八月二十二日青森県告示第五百九十二号(農業関連天災の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

「及び同年六月十三日」を、「同年六月十三日及び同年九月二十六日」に改める。

青森県告示第七百四十一号

平成二十年八月二十二日青森県告示第五百九十二号(農業関連天災の指定の果樹の栽培面積等)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

「及び同年六月十三日」を、「同年六月十三日及び同年九月二十六日」に改める。
第三号中「平成二十一年一月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。
第九号中「八億円」を「十六億円」に改める。

別表三中八を九とし、七を八とし、六を七とし、五の次に次のように加える。

六 鶴田町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における鶴田町、六郷村、梅沢村及び水元村の区域

青森県告示第七百四十二号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十一年一月五日から同月十六日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 平成二十一年二月一日から同年七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

青森県告示第七百四十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

十和田市

二 測量の種類

公共測量（基本測量 電子基準点測量）

三 測量の期間

平成二十年九月二十五日から同年十月三十一日まで

四 測量の地域

十和田市西部（十和田湖周辺）

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十年十一月十九日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏名	石田 恒久
職 業	青森県労働委員会委員 弁護士

大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
前田 みき	青森県労働委員会委員
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長
上野パティ	青森県労働委員会委員 オールサントーユニオン中央執行副委員長
宮古 武	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長
竹山 美虎	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長
葛西藤八郎	青森県労働委員会委員 弘前航空電子労働組合執行委員長
北村真夕美	青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子株式会社代表取締役会長
齊藤 敏郎	青森県労働委員会委員 社団法人青森県経営者協会専務理事
沼田 廣	青森県労働委員会委員 株式会社丸石沼田商店代表取締役社長
寺下 一之	青森県労働委員会委員 寺下建設株式会社代表取締役副社長
伊藤 盛一	青森県労働委員会事務局長
岩谷 純一	青森県労働委員会事務局次長
箱崎 吉行	青森県労働委員会事務局審査調整課長

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県 青森市

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭